

所得税法56条廃止を求める請願 全国で約400議会が意見書提出

6月定例会議
最終日・24日

6月定例会議の最終日の6月24日、栗山香代子議員が「所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願」についての賛成討論を行いました。

切々と訴える業者婦人の実態

所得税法第56条は、配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いが必要経費として認めないというものです。戦前の家族主義に基づく世帯単位課税の名残であり、現在の個人単位課税の税制とは相いれないものです。

6月11日に開かれた総務企画常任委員会では、休憩中に請願者の意見陳述が行われました。私も傍聴しておりましたが、国への意見書提出を求める業者婦人の実態が切々と話されました。

「我が家は夫と私、長男、二男の4人の家族経営で、焼肉屋を2店舗営んでいます。多少のアルバイトは使いますが、人件費を極力おさえる

請願に賛成した議員（7人）

釘丸久子・栗山香代子（日本共産党）、奈良握（市民の党）、名切文梨・古川環（民主）、井上武（新政）、内川由喜子（神奈川ネット）

請願に反対した議員（19人）

松田則康・沼田幸一・神子雅人・越智一久・難波達哉・渡辺直雄・瀧口慎太郎（あつきみらい）、小島一郎・徳間和男・太田洋・松前進・高田浩・松本樹影（改革あつぎ）、田上祥子・寺岡まゆみ・川口仁・遠藤浩一（公明）、石井恒雄・井上敏夫（市政）

今週の活動から



愛甲地域の東名高速道路わきにあるハイウェイパーク。近くの道は愛甲小学校の通学路です。「花壇



の草花が茂りすぎていて、車から児童が見えにくく危険」との声を受け現地を確認して、公園緑地課に連絡。写真は同じ場所の改善前



と後。看板がよく見えます（上：釘丸久子議員）住宅地の中の林に細道が。入っていくと階段、両側に厚木市のマークがありました。ここは市道F-856号線。市内

をA～Jの10地域に分け、番号を振って市道名にしています。市内には8000本超の市道があります。（下：栗山香代子議員）

小規模・家族経営は、強い独立心を持ち、経営努力を積み重ね、技術や技能、味やサービスを次代に伝えながら、日本経済に活力を与えてきました。地域の隅々に多様な小企業・家族経営が存在することが、国民の暮らしを豊かにします。この役割を正當に評価し、事業の継承、発展を保障することこそ、行政の責務ではないでしょうか。

小規模企業振興基本法に基づき、小企業・家族経営を守り支援する立場からも、厚木市議会として、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出するよう訴え、私の賛成討論いたします。

ために家族中心で営業をしています。私の一日は、午後1時に店に入り、お客さんに出す料理の下ごしらえをして、コメを研ぎ、クッパのスープを仕込み、おしんこを漬け、あつと言う間に夕方の4時。家族4人とアルバイトを入れて5人分の賄い食を大急ぎでつくり、食べさせ、片付け5時からの開店に備えます。

一晩中電気を赤々と点けていてもお客が3組しか入らない日もあります。30年前は開店前に行列ができたのが夢のようです。お客が来なくても、月10万円かかる電気代やアルバイト代、店の家賃は待ったなしです。消費税が8%になってから、仕入れもそれ以上にあがり、お客を待ちながら出るのはため息ばかりです。少ないお客でも、閉店になれば、全ての食器を洗浄し、乾燥させ、また消毒するものはしてと、全て終わるのは夜中の一時過ぎです。

1日12時間の拘束でも私の給料は税法上認められません。女房だからタダ働きと言うのでは、女性の人権を否定していることになるのではないのでしょうか」

4割近くが白色申告

質疑の中で、理事者から厚木市の青色申告は9006件で63・3%、白色申告が5217件（36・7%）との答弁がありました。それを聞いた議員からは「白色がそんなに多いのか」との声が漏れました。実態を確認もせずに常任委員会に臨み、不採択を言うだけで、本当に議員としての役割を果たしていると言えるのか

でしょうか。

様々な不利益が生じる

所得税法第56条は、人権・人格の否定だけではありません。源泉徴収票が出ないために、業者婦人などの家族従業員は、自分の名前のローンが組めない、保育所入所の際の所得証明がない、交通事故の所得保障が専業主婦より低いなど、様々な不利益をこうむっています。

諸外国で家族従業員の給与を経費に認めていることについて、かつて財務省は「諸外国では記帳を義務づけている。だから日本では記帳義務のある青色申告にしろ」との1点張りでした。ところが、国税通則法の改正により日本でも2014年1月から、白色申告者にも記帳・記録の保存が義務付けられています。

56条廃止の動き顕著に

政府も財務大臣、経済産業大臣などの歴代大臣らも、「所得税法第56条の廃止」に言及しています。

また、全国の税理士会等でも、所得税法第56条の廃止を求めています。この流れを後押ししてきたのが全国400近くに広がった地方自治体議会の意見書採択です。

2014年6月、小規模企業振興基本法が成立し、国と全ての自治体に5人以下の小規模事業者への支援が責務として明確化されました。この法律は、事業の「持続的な発展（維持）」を正面から応援することを目的としています。

小規模・家族経営は、強い独立心を持ち、経営努力を積み重ね、技術や技能、味やサービスを次代に伝えながら、日本経済に活力を与えてきました。地域の隅々に多様な小企業・家族経営が存在することが、国民の暮らしを豊かにします。この役割を正當に評価し、事業の継承、発展を保障することこそ、行政の責務ではないでしょうか。

小規模企業振興基本法に基づき、小企業・家族経営を守り支援する立場からも、厚木市議会として、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出するよう訴え、私の賛成討論いたします。